

行政改革ホットラインへの 提案を踏まえた主な改善事例

行政改革推進本部事務局

- 本資料について

本資料は、令和3年度から6年度までにいただいたご提案のうち、制度所管省庁等における検討結果を踏まえて改善が図られた主な事例について掲載しています。

各事例における【提案の概要】【〇〇省庁の対応】欄は、内容を踏まえ行政改革推進本部事務局において要約したものです。

また、【〇〇省庁の対応】欄は、当局ウェブサイト(受け付けた提案及び所管省庁からの回答)に掲載している「所管省庁の検討結果」の公表後の対応を掲載しているため、当該「所管省庁の検討結果」と内容が異なりますので、ご注意ください。

- 事例一覧

年度	事例
令和6年度	国家試験の正解選択肢の公表早期化
令和5年度	「国有林野施業実施計画書」及び「地域森林計画書」の公表情報の集約化
令和5年度	分割輸入における通関数量の確認手続の電子化
令和4年度	補助金執行団体におけるデジタル化推進
令和3年度	電気通信事業者に対する周知方法の簡素化・効率化
令和3年度	世論調査の結果引用時報告のオンライン化

●国家試験の正解選択肢の公表早期化

【提案の概要】

国家資格試験における多肢選択式試験について、合格発表時に正解選択肢を公表する試験がある。合格発表時に正解選択肢を公表すると、外部指摘等により採点やり直しや追加合格者を出すことになった場合、事務処理及びコストが増大すると考えられる。正解選択肢は試験実施段階で確定していると考えられるため、試験実施後速やかに正解選択肢を公表していただきたい。

【関係各省の対応（令和7年2月時点）】

9の国家試験（土地改良換地士資格試験、林業普及指導員資格試験、給水装置工事主任技術者試験、マンション管理士試験、一級建築士試験、衛生管理者試験、測量士・測量士補国家試験、愛玩動物看護師国家試験及び浄化槽管理士試験）において、正解選択肢の早期公表を実施済み又は7年度以降の試験において実施することとしました。その他の一部の試験においても、引き続き関係者と検討中です。

※該当する提案

令和6年度 番号13

提案事項名：試験後に問題文を公開する国家資格試験のうち多肢選択式で回答するものの正解肢の迅速な公開

●「国有林野施業実施計画書」及び「地域森林計画書」の公表情報の集約化

【提案の概要】

木質バイオマス発電事業者が、都道府県毎の間伐材等未利用木材を含む木材の中長期的な供給力が把握できるように、国が策定する「国有林野施業実施計画書」及び都道府県が策定する「地域森林計画書」を林野庁のウェブサイトで公表していただきたい。

【農林水産省の対応（令和7年2月時点）】

木質バイオマスの利用を検討する事業者等が、一体的に国有林野施業実施計画書及び地域森林計画書を参照できるよう、林野庁「木質バイオマスの需給関連情報」のページに両計画書の公表先URL一覧を掲載しました。

＜地域森林計画書及び国有林野施業実施計画書の公表URL一覧＞

https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/biomass/attach/pdf/con_7-9.pdf

※該当する提案

令和5年度 番号131

提案事項名：木質バイオマス発電事業者の乱立防止を目的とした、国有林施業実施計画書及び地域森林計画書の一般向け開示

●分割輸入における通関数量の確認手続の電子化

【提案の概要】

1 通の原産地証明書に記載されている貨物を分割して輸入する場合、紙の原産地証明書を窓口に出し、審査印の押なつを受ける必要がある。提出から返却まで時間を要することもあり、電子提出を認めていただきたい。

【財務省の対応（令和 7 年 2 月時点）】

NACCS（貿易関連の行政手続きと民間業務をオンラインで行うシステム）の汎用申請業務に当該確認手続を追加し電子的な実施を可能としました。これにより、NACCSを利用する場合は、紙の原産地証明書に対して輸入申告された貨物数量の記入及び審査印の押なつを受ける必要はなくなりました。

当該確認手続の詳細については、下記URLよりご確認ください。

<https://www.customs.go.jp/roo/oshirase/uchidori.html>

※該当する提案

令和 5 年度 番号162

提案事項名：アナログ規制の改善

●補助金執行団体におけるデジタル化推進

【提案（縦割り110番）の概要】

環境省所管の補助金申請の手続において、郵送や持込みによることとされているものや、補助金採択後の説明会が現地開催のみとなっているものがあるため、事業者の負担になっている。電子申請や説明会のオンライン開催に対応してほしい。

【環境省の対応（令和5年10月時点）】

補助金執行団体に対してアナログ対応に限っていた趣旨を聴取し、デジタル化を求めました。その結果、申請について郵送又は持込みのみとしていた団体はjGrants（補助金申請システム）による電子申請を可能とし、説明会を現地開催のみとしていた団体は、HPに説明動画を掲載することでオンライン視聴を可能としました。

※該当する提案

令和4年度 番号137, 138

提案事項名：補助金の応募・交付申請書類のメール等での送付
補助金交付決定後の事業者説明の開催方法

●電気通信事業者に対する周知方法の簡素化・効率化

【提案（縦割り110番）の概要】

総務省から登録電気通信事業者に対し、手続の周知や法令遵守を促すための膨大な書類が定期的に郵送されるが、必要事項のみに集約し簡素化を図ってほしい。内容を法令改正事項等に絞ることによってハガキに収めたり、資料を掲載したHPの案内にとどめたりする等、コスト削減を図っていただきたい。

【総務省の対応（令和4年7月時点）】

コストを抑えつつ周知内容が確実に伝わるよう、電気通信事業者に対して電子メールにより周知を行うことに変更しました。

※該当する提案

令和3年度 番号62

提案事項名：登録電気通信事業者に対する郵便物について

●世論調査の結果引用時報告のオンライン化

【提案（縦割り110番）の概要】

世論調査の結果を引用する際には、内閣府に連絡（引用箇所に掲載部分の写しを郵送又はFAXで内閣府に送付）することとされているが、メールで画像を添付して送付することについても可能としてほしい。

【内閣府の対応（令和4年7月時点）】

内閣府「世論調査」引用連絡（<https://form.cao.go.jp/yoron/opinion-0001.html>）のウェブサイトを開設し、電子メールなどで資料を送付する形での連絡方法、掲載ページのURLを入力する形での連絡方法を可能としました。

※該当する提案

令和3年度 番号82

提案事項名：内閣府世論調査利用時のメール報告